

携帯端末機器等の持込みによる使用について（案）

1	使用の可否について	会議規則第104条に「何人も、会議中は参考のためにするもののほか新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない」との規定があり、携帯端末機器等についても、会議に必要な目的に限り使用する（外部接続を含む）ことができるものとする。
2	使用できる者	議員全員
3	使用できる会議	本会議・委員会・その他の会議（議会力向上会議等）
4	議長・委員長等の許可	不要
5	使用できる機器	携帯端末機器（タブレット型パソコン、スマートフォン等）及びノートパソコン
6	キーボード、マウス等の使用	会議の支障とならないよう、また他の議員の迷惑とならないよう注意して使用する。
7	操作音・音声	オフにして使用する。
8	動画撮影、写真撮影、録音	禁止。※委員会については、従来どおり委員長の許可を得て事務局職員が写真撮影を行うものとする。
9	その他	上記に記載のない内容について、協議が必要と思われるものは議会運営委員会で協議する。

※平成23年11月定例会において試行する。

ただし、問題等が発生した場合は、その都度、議会運営委員会において協議する。